

病児・病後児保育利用支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、経済的な影響を受けやすいひとり親家庭の子育てと就労の両立を支援することを目的とし、対象者の病児・病後児保育利用を支援する事業を実施する病児・病後児保育施設へ補助金を交付することに関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、ひとり親家庭の保護者とは、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第6条第1項に規定する認定を受けている者をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる者（以下「免除対象者」という。）について、郡山市病児保育事業費補助金交付要綱（平成30年3月30日制定。以下「病児保育事業費補助要綱」という。）第2条の規定による補助事業（病児保育事業の広域利用に関する協定を本市と締結した市町村に住所を有する乳幼児等を対象として実施される事業を除き、令和2年4月1日から実施したものに限る。）に係る保護者負担の額を免除する事業（以下「補助対象事業」という。）とする。

- (1) ひとり親家庭の保護者
- (2) その他市長が前号に類すると認めた者

(補助対象事業者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、病児保育事業費補助要綱第3条に規定する補助対象事業者とする。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は免除した保護者負担の額とし、補助金の交付額は補助対象経費の合計額で予算の範囲内で定める額とする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業が完了した日から起算して2か月を経過した日又は補助事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第4条に規定する補助金等の交付申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 免除実績一覧表（別記様式）
- (2) 免除対象者の氏名、住所、勤務先及び勤務先電話番号並びにひとり親家庭該当の有無、病児保育利用日及び免除した保護者負担の額が分かる書類

2 前項に規定する補助金の交付の申請は、規則第4条の2第3項の規定により補助対象事業の実績に基づき精算額で行うものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度

から起算して5年間保存することとする。

(額の確定)

第8条 市長は、規則第15条第3項の規定により同条第1項の補助金等交付額確定通知書は、省略するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月4日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。